

No. 64

(通巻No. 173)

平成17年11月15日発行
羽 村 市 議 会
〒 205-8601

東 京 都 羽 村 市
緑ヶ丘5丁目2番地1

☎ 042(555)1111

ホームページアドレス
<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>



はむら 市議会だより



多摩川 晩秋

主な内容

一 般 質 問	16人の議員が市政を問う……………	2 ページ
市 長 提 出 議 案	羽村市生涯学習施設設置条例など28議案を可決・同意・認定 ……………	12 ページ
議 員 提 出 議 案	「悪質リフォーム商法」から高齢者等を守るための対策強化を 求める意見書を可決……………	13 ページ
陳 情	陳情 1 件を審査……………	13 ページ
決 算 審 査	平成16年度一般会計など 8 会計の決算を認定……………	14 ページ

市政を問う

平成 17 年第 5 回羽村市議会（定例会）が、9 月 7 日から 30 日までの 24 日間の会期で開かれました。

開会初日、市長から、市政について所信表明がありました。そして、9 月 7 日、8 日、9 日には 16 人の議員が一般質問を行い、市長の考えを問いました。

震災対策の具体化について

みずの
水野 義裕
よしひろ
議員

質問 ①市内十五カ所の避難所の管理者は決めているか。

②避難所管理マニュアルはあるか。

③一時避難所とはどんなものか。

④防災訓練の全体を知ってもらうために、本部の訓練に市民の代表に参加してもらってはどうか。

⑤一部の町内会などでは十五カ所の避難所以外で訓練しているが、いざと言う時、避難所で混乱が生じないか。

⑥避難所の管理者と、地域の代表との顔合わせをすべきではないか。

⑦避難生活を想定した訓練をする必要があるのではないか。

⑧非常用電源はどれだけ用意している、時間はどれだけ持つのか。

⑨ボランティア対応策を段階的に計画すべきではないか。

避難所の管理運営

マニュアルを作成する

市長 ①条例施行規則において、市の職員を管理責任者として置くこととしている。

②現時点ではないが、今年度中に避難所管理運営マニュアルを作成する。

③人的被害の発生を未然に防止するため、危険地域の市民を安全な場所に誘導する避難態勢と位置付けている。

④今後、地元地区以外の町内会・自治会からも、本部での訓練に参加が可能かどうか意見を聞きながら検討していく。

⑤地震の際の延焼火災などから避難者の生命を保護するために避難場所を確保しており、そこで訓練していただくよう働きかけていきたい。

⑥連携を深めることは大切であるので、顔合せ等を検討していきたい。

⑦現時点では見直しは考えていないが、被災者に不安を与えないことや被害状況に応じた対応等、避難所のあり方について今後研究していきたい。

⑧各地域に設置してある防災無線の非常用電源は、約四十八時間の使用が可能である。

⑨ボランティアによる被災者支援活動が円滑に行えるシステム等の調査・研究などを進めているところである。



▲中央地域備蓄倉庫

議会日程

平成十七年第五回

羽村市議会（定例会）

8月

22日 正副議長・議会運営委員・理事者会議

31日 第七回議会運営委員会

9月

7日 本会議（初日）

8日 本会議（二日目）

9日 本会議（三日目）

第三回厚生委員会

13日 第三回総務委員会

第四回経済委員会

20日 決算審査特別委員会

21日 決算審査特別委員会

26日 第八回議会運営委員会

30日 本会議（最終日）

奥多摩街道の間坂信号の

安全対策について

くわばら
桑原 寿
議員

質問 一年を通して根がらみ前水田を訪れる市民や観光客は、年々増加している。こうした中、奥多摩街道の間坂信号には歩行者用信号機がなく、大変危険である。

①数年前から歩行者用の信号機の設置について要望が出されている。改善の見通しについて伺う。

②この横断歩道は危険なため、近隣の人は避けて行くとの声も聞く。地域住民や根がらみ前水田を訪れる歩行者の安全対策について、市の考えを伺う。

③奥多摩街道は歩道の幅も狭く、車いす利用者にとっては危険であ



▲間坂信号付近

る。さらなるバリアフリー化が望まれるが、市の考えを伺う。

東京都において整備を計画している

市長 ①平成十五年以降、毎年、歩行者信号機設置の要望を福生警察署に行っている。福生警察署では、この交差点への歩行者用信号機の設置の必要性は認識しているが、交差点の形状や歩道の幅員などに問題点があり、設置方法に課題があるとしている。設置するためには、課題を解決する必要があるが、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の観点から、引き続き福生警察署に要望していききたい。

②③この交差点は、横断者が信号待ちするスペースが狭い等、歩行者や車いす利用の方、自転車の通行などに不便をきたしていることは承知している。奥多摩街道を管理する東京都に対し、

福生市長と連名で拡幅整備書を提出し、毎年、機会あるごとに改良の要望を行っている。これらの要望に対し東京都からは、「全路線の改修計画は現在ないが、早急に改修を要する箇所、交差点等は、優先して改修工事を継続しており、間坂交差点については、平成十七年二月に策定した第二次交差点スィスイプラン事業として、整備を計画している」との回答を得ている。

アスベスト対策について

なかはら
中原 雅之
議員

質問 市内の公共施設のアスベスト使用状況および非飛散型アスベストについて問う。

①羽村市が管理している公共施設のアスベスト使用状況は。

②市内の公共的施設（J R、国、都、衛生組合等）の状況は。

③市内にアスベストを製造あるいは使用している事業所はあるか。

④羽村市も「アスベスト台帳」の作成を検討してはどうか。

⑤市の公共施設に多く使われている岩綿吸音板に、アスベストが含まれているか調査を。

⑥震災などの時、市民が避難する学校体育館などの施設については、緊急に調査、対策が必要と思うかどうか。

⑦羽村市の施設のつり天井は、「斜めの揺れ止め金具」などの補強はされているのか。

実態を把握して対応していく

市長 ①使用している疑いがある施設が二十一カ所ある。今後、含有分析を行い早急に対策を講じていく。

②J R 小作駅、羽村駅と西多摩衛生組合では、吹き付けアスベストの使用はないとのことであった。

③東京都多摩環境事務所に問い合わせたところ、市内で製品を製造していた事業所の届け出はないと



▲アスベスト関連の資料

のことである。使用している事業所については把握していない。

④国や東京都から公表される結果や、市が調査した結果を分野別の一覧表にまとめて活用していきたい。

⑤市が管理している非飛散型アスベストについても、調査方法を検討して実態調査を行っていく。

⑥広域避難場所でもある学校体育館等についても、実態を把握して対応していく。

⑦国土交通省の「建築工事監理指針」に基づき、羽村第一中学校・羽村第二中学校・富士見小学校の体育館およびスイミングセンターの現地検証を行った結果、すべて「斜めの揺れ止め金具等」が設置されていることを確認している。

市内建設業者すべてが 市の仕事を受けられるように 制度の拡充を

いちかわ
市川 英子 議員

質問 市内の工務店などすべての建設業者が市の仕事を受注できるように、「電子申請登録制度」とは別に施策の拡大を図るべきである。具体的には、小規模な工事・修繕（契約担当課を通さない修繕など）について広く業者へ呼びかけ、希望する人を募り登録をするもので、今よりも業者にとつては受注の機会が広がると考える。そこで問う。

**申請用紙による
窓口申請も受付している**

市長 ①市内の小規模事業者に、電子申請に要する負担をかけない方法として、申請用紙による窓口申請も受付している。この方法で登録していたければ、業者選定の対象となることができるものと考えている。
市が発注する工事等については、適正な履行の確保という観点から、登録業者の中から選定することが原則であり、また、公正な契約という面からも、それらの業者間で競争原理が働くことが重要であるので、特別枠を設けるような制度は考えていない。



▲電子申請以外に申請用紙でも登録できます

②市内の中小建設業者等の景気浮揚対策として、平成十四年度と平

成十五年度の二カ年に限定して実施した。

制度を実施した二年間は、広報はむら、テレビはむら、商工会建設部会による市役所および産業祭でのキャンペーン、各種団体への広報依頼等のさまざまな広報活動を行ったが、当初予想したほどには活用されなかった。本事業は、当初から二年間の限定で実施したものであり、復活するつもりはない。

質問 この法(案)には以下のような問題が含まれている。このような課題について、市としての基本的な考え方を伺う。

①政策の基本となる障害の定義や人数など、基本データが不十分である。

②法(案)では三障害の福祉サービスを一元化するとともに、年齢や障害別ではらばらだった医療費の自己負担を「応能負担」から「応益負担」とし、医療費の自己負担を一律に一割としている。しかも、施設利用者は食費も自己負担となる。これにはサービスを多く使う重い障害の人ほど負担が増す矛盾がある。

③地域で暮らすためのハード・ソフトの受け皿となる基盤整備が遅れている。

**今後の法案を注視し
適切に対応していく**

市長 ①②③支援費制度では、支給基準、判定の仕組みおよび財政力の格差等により、サービスの支給量も、自治体間で格差が生じており、精神障害者がこの制度の対象となっていないことなども大きな課題と言われている。

国の法案では、課題の見直しとともに国の財政責任を明確化し、利用者負担についても低所得者に

配慮した軽減策を講じ、月額負担上限を設定した上で、定率負担を導入することとしていた。また、「市町村障害者福祉計画」の策定が義務付けられていたので、市ではその計画の中で検討・整備していくものと考えていた。

いずれにしても障害者自立支援法(案)は廃案となり、今後、どのような内容で国会に提出されるか分からないが、法案が再提出された際には、さらに、国会で慎重な審議が重ねられ、国民の合意形成が図られることを期待している。市では、今後の法案提出を注視し、適切な対応を図っていく。



▲障害福祉課の窓口(庁舎1階)

障害者自立支援法 (案) 一廃案中への 対応について

ひしだ ならき
菱田 樹 議員